

認 定 書

埼玉県大宮市上小町940
千代田工営株式会社
代表取締役 吉田勝之

さきに申請のあった下記建築物に用いる特殊な建築材料及び構造方法については、建築基準法第38条の規定に基づき、同法施行令第93条の規定によるものと同等以上の効力を有するものと認める。

平成11年1月13日

建設大臣 関谷 勝嗣

